

調達管理番号・案件名

24a00600_エジプト国大カイロ都市圏及び周辺地域の国土開発計画における運輸交通インフラ整備戦略の策定プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2024年11月25日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	1	契約履行期間(予定)	P1の契約履行期間(予定)は、2025年1月から2028年1月。P29の事業実施期間は2025年2月から2028年1月。P38の業務工程は、2025年1月から2027年12月と3種類の期間がある。それぞれどう違うのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・契約履行期間(予定)と業務工程は同期間となるため、p38(p42?)業務工程を以下のとおり訂正します。 (誤)2025年1月から2027年12月 (正)2025年1月から2028年1月 ・事業実施期間はR/Dに示されるプロジェクト期間であり専門家チームのカイロ到着を起点とします。
2	10	第3条実施方針及び留意事項(1)プロジェクト実施体制	③国内支援委員会について、外部有識者はJICAによって既に想定されている専門家が居るという理解で正しいでしょうか？	ご理解の通りです。
3	22	第5条報告書等、1. 報告書等	<p>プロGRESSレポートの提出時期が「開始約半年後」とある。前述のP20の(11)プロGRESSレポートの作成・説明・協議に示される内容を充足させるためには、セキュリティクリアランス手続き完了後、十分な現地活動及びC/Pとの協議期間を設けることが不可欠となる。また、本業務開始後間もなくの時期である2025年3月はラマダン期間にあたり、セキュリティクリアランス取得そのものが遅れるリスクが高いのが実情である。プロGRESSレポートの提出時期はこうした実際の実施スケジュールを鑑みたものとする必要があると考えるが、そうした提案は受け入れられるのか？それとも反対に、半年後にプロGRESSレポートを出すことを最優先として考え、場合によってセキュリティクリアランスが取れてない中でも作業を進めることに優先度があるのか。JICAの考える方針をお聞かせ願いたい。</p>	<p>第3条 実施方針及び留意事項 2 (12)に記載のとおり、セキュリティクリアランスはC/Pがエジプト政府内で行う手続きとなり、許可取得までの遅延が発生した場合は、改めて受注者と業務契約期間含め、実施スケジュールの検討を行うこととします。</p>

以上